

# 令和6年度さいとデジタル田園都市創生総合戦略（仮称）及び第五次西都市総合計画後期基本計画策定支援並びに事務事業評価システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この要領は、令和6年度さいとデジタル田園都市創生総合戦略（仮称）及び第五次西都市総合計画後期基本計画策定支援並びに事務事業評価システム導入業務の委託先の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名称 令和6年度さいとデジタル田園都市創生総合戦略（仮称）及び第五次西都市総合計画後期基本計画策定支援並びに事務事業評価システム導入業務
- (2) 業務内容 別紙「令和6年度さいとデジタル田園都市創生総合戦略（仮称）及び第五次西都市総合計画後期基本計画策定支援並びに事務事業評価システム導入業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から2025年（令和7年）3月31日まで
- (4) 契約限度額 18,800千円（消費税及び地方消費税含む。）

## 3 選定方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定する。選定は、プレゼンテーション審査により行う。

## 4 参加資格

以下の要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人でないこと。
- (6) 西都市財務規則（昭和39年西都市規則第7号）第132条第1項の規定に基づく資格を有する法人であること。
- (7) 過去5年間（令和6年度から令和5年度まで）において、地方版総合戦略又は長期総合計画策定支援業務及び同計画を推進するための事務事業評価システム導入

について実績があること。

## 5 企画提案書等について

### (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 参加者概要書（様式2）
- ウ 業務実績書（様式3）
- エ 企画提案書（任意様式で15ページ以内）

※（別紙）事業者評価表の各評価項目について読み取れるよう工夫すること。

#### ① 実施方針

本業務に対する取組方針や考え方などを記載すること。

#### ② 提案内容

仕様書に基づく業務内容及び独自に提案する業務内容で、次期計画・次期戦略の提案内容及び事務事業評価システム導入について、それぞれ理解しやすいよう工夫すること。特に独自に提案する事項については効果等について詳細に記載すること。

#### ③ 業務体制表

仕様書に定める人員配置が読み取れるとともに、業務実績など滞りなく業務の遂行が図られることがわかるよう工夫すること。

#### ④ 業務スケジュール案

次期計画・次期戦略の提案内容及び事務事業評価システムについて、それぞれ理解しやすいよう工夫すること。

### オ 見積書（任意様式）

① 見積書は、必要事項を記載し、契約権限のある者が記名・押印の上、必ず封書（すべての継ぎ目を見積書に使用した印で封印すること。）で提出すること。封筒の表には、件名及び宛名（西都市長あて）とともに、見積もり者の氏名・住所を記載すること。

② 見積金額は内訳が分かるよう記載すること。また、内訳については、次期計画と次期戦略、事務事業評価システム導入について、それぞれが判別できるように記載すること。

③ 追加提案した業務も含め、業務遂行に必要となるすべての作業項目及び経費を見積もるものとし、内訳書に人工・回数・単価が分かるように記載すること。

### (2) 提出部数

- ア 参加申込書 : 1部
- イ 参加者概要書 : 1部
- ウ 業務実績書 : 1部
- エ 企画提案書 : 原本1部、複写物7部
- オ 見積書 : 1部

(3) 提出方法

持参又は郵送等により提出すること。郵送等の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること。

(4) 提出期限

令和6年4月19日（金）17：15まで

なお、参加申し込み後に辞退する場合は、「(様式4) 辞退届」を速やかに提出すること。

(5) 提出先

「12 担当部署（提出・問合せ先）」に記載しているとおり

(6) 提出書類作成の留意事項

ア 提出書類の規格は、A4判、用紙縦使い、横書き、片面印刷、文字サイズ11ポイント以上（表、フロー図等のフォントサイズは自由）とし、各ページ下部にページ番号を表示すること。

イ 提出後の書類の修正等は原則認めない。

6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は以下のとおりとする。なお、口頭又は電話等による質問については対応しない。

(1) 提出期限 令和6年4月2日（火）17：15まで

「(様式5) 質問書」に記入の上、「12 担当部署（提出・問合せ先）」へ電子メールにより提出すること。なお、電子メールのタイトルは「【事業者名】計画等策定に係る質問事項」とすること。

(2) 回答日

令和6年4月9日（火）に市ホームページ (<http://www.city.saito.lg.jp>) に掲載する。

7 審査方法

「さいとデジタル田園都市創生総合戦略（仮称）及び第五次西都市総合計画後期基本計画策定支援並びに事務事業評価システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置し、審査を行う。

(1) 審査

ア 審査方法

審査対象となった事業者に対してプレゼンテーション（システムデモを含む）及びヒアリングを行い、その内容を審査する。各審査委員が評価基準に基づき採点し、審査委員全員の合計点が大きい順に事業者の順位付けを行う。その結果、第1位となった事業者を委託契約の優先交渉権者である契約予定者とし、次順位以降となった事業者から順に、次順位以降の交渉権者とする。なお、合計点が同点の場合は、審査員ごとの順位を比較し、1位を獲得した数が多い事業者が上位となる。これでも同点の場合は2位を獲得した数を比較する。以下、下位まで同

様に比較することにより、順位を決定する。

#### イ 審査内容

- ① 審査委員会において、プレゼンテーション（システムデモを含む）及び質疑応答により審査する。
- ② プレゼンテーション（システムデモを含む）の参加人数は5名以内とし、実際に業務を受注する際の実務担当者がプレゼンテーション（システムデモを含む）を主に行うこと。
- ③ 審査の順番は原則として提案書の受付順とする。
- ④ 実施時間は、一事業者につき45分以内（原則としてプレゼンテーション（システムデモを含む）30分以内、質疑応答15分以内）とする。
- ⑤ プレゼンテーション（システムデモを含む）は、提出した提案書をもとに行うこととし、追加提案の資料や追加資料の配付を認めない。ただし、これらを踏まえて、パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。
- ⑥ 審査は個別に行い、非公開とする。

ウ 評価基準（別紙）事業者評価表のとおり

#### エ 審査結果の通知

審査結果は、令和6年5月7日（火）までに電子メールにより審査を受けた全員に対して通知するとともに市ホームページに公表する。

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

### 8 契約

- (1) 契約は、本プロポーザル結果に基づく随意契約とし、契約の手続きは、西都市財務規則（昭和39年西都市規則第7号）によるものとする。
- (2) 審査により選定した契約予定者と委託契約締結に向けた交渉を行うが、協議が不調となった場合は、次順の交渉権者と委託契約締結に向けた交渉を行うものとする。
- (3) 本業務の実施にあたっては、契約予定者と協議の上、必要に応じて事業内容を一部修正して実施する場合がある。

### 9 失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「4 参加資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 参考見積書の金額が契約限度額を超過している場合
- (3) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合
- (4) その他、公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認定した場合

### 10 その他の注意事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用及び契約締結に必要な費用は、参加申込者の負担

とする。

(2) 提出された書類の返却は一切しない。

(3) 本プロポーザル又は本委託業務に関する情報公開請求があった場合は、西都市情報公開条例（平成 11 年西都市条例第 1 号）の規定により提出書類の公開をすることがある。

#### 1 1 実施スケジュール

1	実施要領の公開	令和 6 年 3 月 21 日
2	質問書の受付期限	令和 6 年 4 月 2 日
3	質問書の回答	令和 6 年 4 月 9 日
4	企画提案書類等提出締切	令和 6 年 4 月 19 日
5	審査結果通知、契約予定者決定	令和 6 年 5 月 7 日
6	契約締結	令和 6 年 5 月 10 日

※日付は予定のため変更する場合がある。

#### 1 2 担当部署（提出・問合せ先）

【住 所】 881-8501 宮崎県西都市聖陵町 2 丁目 1 番地

西都市総合政策課 浜砂、山内

【電 話】 0983-32-1000 F A X 0983-43-3654

【メール】 kikaku@city.saito.lg.jp